らの事業以外の事業」に、「政令の」を「政令で」に、「によつて」を「により」に、「当該法人」を「当該分割法人」に、「の課税標準額」を「に係る課税標準額の総額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一　一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合　第三項第二号ロに定める分割基準

二　発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　第三項第二号ハに定める分割基準

三　前二号に掲げる場合以外の場合　電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10　前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

第七十二条の五十四第二項中「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に、「第七十二条の四十八第四項第三号本文」を「第七十二条の四十八第四項第一号本文」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の五十七の二第一項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法」の下に「第四十条の三の三第一項又は」を加え、「）をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る」を「以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「を含む。次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号」を「同法第四十条の三の三第十二項第一号」に、「にあつては」を「には」に改める。

第七十二条の五十七の三第一項から第三項までの規定中「租税条約に基づく申立てが行われた場合」を「国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に改める。

第七十二条の六十三の四第一項中「、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数（第七十二条の五十四第二項に規定する従業者の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準」を「において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数」に改め、同条第二項中「分割基準」を「事務所若しくは事業所の従業者の数」に改める。

第七十二条の百十一第二項中「輸入地」の下に「若ハ納税地」を加える。

第七十三条の四第一項中「においては」を「には」に改め、同項第三十七号中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第七十三条の十四第十一項から第十三項までの規定中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」を加える。

第二百九十二条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「第七項を除く。）」の下に「、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「、第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第三百十三条第十三項中「第三百十七条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　第三百十七条の二第一項の規定による申告書

二　第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書（その提出期限後において）を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

一　第三百十七条の二第一項の規定による申告書

二　第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第三百十四条の三第一項中「百分の六」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の八）」を加える。

第三百十四条の六第一号中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同条第二号中「百分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第三百十四条の七第一項中「百分の六」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）」を加え、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第二項中「五分の三」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）」を加え、同条第五項中「同項第四号」を「第四号」に、「によつて」を「により」に改める。

第三百十四条の九第一項中「第三百十三条第十三項の申告書」を「第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書」に、「第二章第一節第五款」を「前章第一節第五款」に、「同条第十五項の申告書」を「同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改める。

第三百二十一条の七の十二第一項中「国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法」の下に「第四十条の三の三第一項又は」を加え、「）をした場合（市町村民税の納税義務者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき当該納税義務者に係る」を「以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（租